

第九回国会 通商産業委員会 議録 第十号

昭和二十五年十二月七日(木曜日)

午後三時八分開議

出席委員

委員長 小金 義昭君

理事 阿左美廣治君 理事 多武良哲三君

理事 中村 幸八君 理事 高橋清治郎君

理事 今泉 貞雄君

高木吉之助君 小川 平二君

中村 純一君 永井 要造君

南 好雄君 福田 一君

出席政府委員

通商産業政務次官 首藤 新八君

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

十二月七日

中小企業信用保険法案(内閣提出第四一號)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

中小企業信用保険法案(内閣提出第四一號)

請願

一 江川電源開発促進に関する請願(山本利壽君紹介)(第三八號)

二 電気事業再編成反対に関する請願(佐々木更三君紹介)(第三九號)

三 測量法による工業技術庁地質調査所の測量予算増額の請願(田淵光一君外二名紹介)(第七八號)

四 資源調査費国庫負担の請願(山崎君外一名紹介)(第八一號)

五 かんがい排水用電力料金引下げに関する請願(河原伊三郎君紹介)(第一四二號)

六 旧自家用電気設備返還に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第二三〇號)

七 中小企業者に対する金融対策確立に関する請願(中村清君紹介)(第三四五號)

八 琉球民間貿易の促進に関する請願(田中不破三君紹介)(第三九二號)

九 織物業者の金融対策確立に関する請願(阿左美廣治君外二名紹介)(第三九三號)

一〇 糸田町地内の湧水対策に関する請願(平井義一君紹介)(第四六〇號)

一一 大淀川水力発電所返還促進並びに第三・四半期以降電力割当に関する請願(龍野喜一郎君紹介)(第四六三號)

一二 神島村に海底電線敷設に関する請願(石原圓吉君紹介)(第四六九號)

一三 競輪廃止に関する請願(加藤鐵道君紹介)(第四九四號)

陳情書

一 中古外国乗用車抵下げ反対の陳情書(日本電気自動車振興会事務理事代理藤本喬)(第一號)

二 錦川分水反対に関する陳情書(若國市長津田彌吉外四十三名)

(第二號)

三 輸出信用保険法改正並びに陸上危険の国家補償に関する陳情書(神戸市生田区東町百二十六番地神戸貿易協会々長合三樹三郎)(第四四號)

四 中国地方の電源開発の促進に関する陳情書(広島県知事楠瀬清猪)(第二二號)

五 紀南地方電源開発促進に関する陳情書(和歌山市和歌山県経営者協会会長渡邊珠男)(第一四四號)

六 炭鉱向資材の売却金回収に関する陳情書(東京都丸の内東京商工会議所会頭高橋龍太郎)(第二八八號)

七 電力開発促進に関する陳情書(東京都丸の内東京商工会議所会頭高橋龍太郎)(第二九四號)

八 中小企業に対する金融対策確立の陳情書(福井県議会議長野村榮太郎)(第三九四號)

九 北海道の中小企業に対する金融対策確立の陳情書(札幌市南三条西二丁目北海道商工組合中央会富樫長吉外一名)(第四八八號)

一〇 電気事業再編成法案反対の陳情書(山口県熊毛郡阿月村村議会議長池田恒式)(第六六六號)

一一 電力料金改訂に関する陳情書(北海道議會議長坂東秀太郎)(第八六六號)

一二 中小企業者に対する金融措置に関する陳情書(東京都議會議長石原永明外九名)(第八九四號)

一三 電力料金及び電力割当に関する陳情書(新潟県議會議長兒玉龍太郎)(第一〇二號)

一四 中小企業対策に関する陳情書(関西経済同友会代表幹事大原總一郎外一名)(第一一七號)

一五 自転車競技法の一部改正に関する陳情書(静岡市天神町一番地九州県公安委員会連絡会長大野寛一郎)(第二二六號)

一六 デーゼル自動車工業に対する堅油増配の陳情書(日本デーゼル自動車普及会々長久保田敬一外五名)(第一五四號)

一七 電気事業再編成に伴い新会社設立組織に関する陳情書(金沢市石川県知事柴野和喜天外二名)(第一六八號)

一八 競輪在籍に関する陳情書(横浜市市長石河京市外七名)(第一七九號)

一九 外国製自動車の使用許可に関する陳情書(東北六県商工会議所連合会長吉田英一)(第二三六號)

二〇 大保木村の配電復元に關する陳情書(愛媛県新居郡大保木村長伊藤二外一名)(第二八七號)

二一 金沢繊維製品検査所の小松支所設置に関する陳情書(小松市小松繊維精練染工株式会社々長武部助二)(第二九四號)

二二 中小企業信用保険基金制度制定に関する陳情書(山口市山口県知事田中龍天外三十一名)(第三〇二號)

二三 佐世保港の利用に関する陳情書(佐世保市佐世保市長中田正輔外一名)(第三一〇號)

二四 商工組合中央金庫に関する陳情書(大阪市大阪府商工協同組合連合会長三木亦市)(第三二八號)

二五 飲業法中一部改正に関する陳情書外二件(福岡県粕屋郡勢阿村村會議長岡部次一郎外二名)(第三一九號)

二六 競輪廃止に関する陳情書(東京都中央区銀座四丁目二番地日本基督教団第六回總會小崎道雄)(第三四四號)

○小金委員長 ただいまより会議を開きます。

まず請願及び陳情書の審査を行います。この際審査の方法についてお諮りいたします。請願のうち、その紹介議員のお見えになつてゐるものにつきましては、そのおのづかひについて審査をいたすこととして、その他のもの及び陳情書につきましては、先刻理事會において協議いたしました決定に基いて、これを処理することにいたしたいと思ひます。従つて紹介議員のお見えになつてゐない請願及び陳情書につきましては、個々の審査を省略いたしまして、ただちに決定することに御異議はございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○小金委員長 御異議ないと認めます。さう決定いたします。本初めに請願を議題といたします。本

日は紹介議員が来ておられませんでした、ただちに採決いたします。日程の第二、第十三を除く残りの諸議は、理事会の決定に基づきまして採決の上、内閣送付と決するに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 それでは御異議ないと認めましてさよう決します。

日程第二及び第十三は、なお研究すべきものがありますので、保留いたしたいと存じます。以上のように決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議なしと認めます。従つてそのように決します。

○小金委員長 次に陳情書を議題といたします。先刻の理事会の御決定に従つて採決いたします。陳情書につきまして、当委員会といたしましては、いづれもその趣旨を承つておく意味におきまして、これを了承いたしたいと存じますが、これに御異議はございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小金委員長 御異議がなければ、さようとりはからうことにいたします。なお委員会報告書作成の件については、委員長に御一任願います。

諸議及び陳情書の審査につきましては、これをもつて終了いたします。暫時休憩をいたします。

午後三時十四分休憩

午後五時四十三分開議

○小金委員長 これより休憩前に引続いて通商産業委員会を再開いたします。

ただいま付記になりました中小企業信用保険法案を議題として審査を進めます。提案理由の説明を求めます。首藤通商産業政務次官。

中小企業信用保険法案 中小企業信用保険法

(目的)

第一条 この法律は、中小企業者に対する事業資金の融通を円滑にするため、金融機関の中小企業者に対する貸付につき政府が信用保険を行う制度を確立し、もつて中小企業の振興を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「金融機関」とは、銀行（日本銀行を除く）、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫及び信用協同組合をいう。

2 この法律において「中小企業者」とは、資本金額（株金総額、出資総額又は株金総額及び出資総額の合計額）が五百万円以下の会社、当時使用する従業員の数が二百人以下の会社若しくは個人、中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会又は水産業協同組合であつて、政令で定める業種に属する事業を行うものをいう。

第三条 政府は、会計年度の半期ごとに、金融機関を相手方として、当該金融機関が中小企業者に対し貸付を行ったことを政府に通知することにより、貸付金の総額が一定の金額に達するまで、その貸付につき、政府と当該金融機関との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2 前項の保険関係においては、貸付金の額を保険価額とし、弁済期における債務の不履行による貸付金の回収未済を保険事故とし、保険価額に百分の七十五を乗じて得た金額を保険金額とする。

3 政府は、第一項の保険関係が成立する貸付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内でなければ、同項の契約を締結することができない。

4 前条第一項の保険関係が成立する貸付金は、中小企業者の行う事業の振興に必要なものであつて、その貸付期間が六月以上のものに限る。

2 前項の貸付金の額は、中小企業者一人につき、合計三百万円（その中小企業者が中小企業等協同組合であるときは、一千万円）をこえてはならない。

5 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

6 政府が第三條第一項の保険関係に基づいて支払うべき保険金の額は、保険価額から金融機関がその支払の請求をする時までに回収した額を控除した残額に、百分の七十五を乗じて得た額とする。

7 金融機関は、保険事故の発生の日から六月を経過した後でなければ、保険金の支払の請求をすることができない。

2 金融機関は、保険事故の発生の日から一年六月を経過した後は、前項の請求をすることができない。

8 政府は、金融機関の貸付金の回収未済があつた場合において、保険金の全額を支払つたときは、金融機関がその支払の請求をしたときに有していた当該貸付金債権について、百分の七十五の割合で金融機関に代位するものとすし、当該貸付金債権の効力及び担保として金融機関が有していた一切の権利を行うことができる。

9 金融機関は、第三條第一項の保険関係が成立した貸付金の回収に努めなければならない。

10 政府は、金融機関がこの法律（これに基く命令を含む）の規定又は第三條第一項の契約の条項に違反したときは、同項の保険関係に基づく保険金の全部若しくは一部を支払わず、保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は将来にわたつて同項の契約を解除することができる。

11 政府は、政令で定めるところにより、第三條第一項の規定による通知の受理、保険金の支払その他この法律の規定に基づく業務の一部を商工組合中央金庫に取り扱わせることができる。

2 政府は、金融機関の貸付金債権に関する第八條の規定による権利の行使の業務を当該金融機関に委託することができる。

3 前二項の場合において、その業務に従事する金融機関の役員又は職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の規定の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

12 この法律に規定する政府の業務は、通商産業大臣が掌する。

附則

1 この法律は、昭和二十五年十二月十五日から施行する。

2 政府は、第三條第三項の規定にかかわらず、昭和二十五年に限り、同条第一項の保険関係が成立する貸付金の総額の金融機関を通ずる合計額が、三十六億円をこえない範囲内で、同項の契約を締結することができる。

3 通商産業省設置法（昭和二十四年法律第二十号）の一部を次のように改正する。

第二十四條第十五号の次に次の一号を加える。

十五の二 中小企業信用保険に関すること。

4 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第四号の次に次の一号を加える。

四の二 中小企業信用保険に関

すること。

行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中通商産業省の項「一九一人」を「二二六人」に、「一七、九五四人」を「一七、九七九人」に、合計の項「八七五、八〇八人」を「八七五、八三三人」に改める。

○首藤政府委員 ただいま議題となりました中小企業信用保険法案につきまして提案の理由を御説明申し上げさせていただきます。

政府はさきに中小企業の振興に必要な事業資金の融通を円滑にするために中小企業の信用保険法案の立案に着手いたしました、鋭意慎重に検討を進めて参つたのでありますが、今回ようやくその成果を得るに至りましたので、ここに中小企業信用保険法案を提出いたして御審議を頂く次第であります。

あらためて繰返すまでもなく、中小企業者はわが国経済の中核体であります。現下経済政策の第一の目標である日本経済の自立と、安定とを達成するためには、輸出の振興、雇用の増大等が不可欠の要件であります。このことはわが国経済において重要な地位を占める中小企業者の健全な発達なくしては期し得べくもありません。しこうして中小企業の振興には経営面、技術面等各方面からの強力な対策を総合的に推進いたすことが必要であります。が、現下の情勢におきまして、中小企業者が当面している最大の困難は、何と申しても大企業に比して金融上の便益が著しく少いこととあります。本来

中小企業金融は小口の金融であり、かつ担保力等の薄弱なものであります。特に長期融資となりますと金融機関は相当長期の見通しを必要といたします。このため、中小企業者の生産設備の弱小性等に基く信用力、担保力の不足、経済変動に対する抵抗力の薄弱等の理由により、経営自体としましては良好でありましても、貸出しに著しく消極的となりがちなのであります。従いまして株式、社債等証券市場を通ずる資金調達の手段をほとんど有しない現状においては、中小企業者にとりまして長期かつ安定的な資金の入手は非常に困難であります。このことは中小企業の合理化を妨げ、輸出の伸長を阻害する大きな原因の一つとなっております。

本法案の目的といたしますところは、金融機関が中小企業者に対する貸付を行ったことによりこうむることあるべき損失を填補するところの信用保険制度を創設いたしまして、中小企業金融の隘路となつておりましたところの企業の信用力、担保力を補強し、さらには中小企業者が経済変動により受けるショックを金融機関に対して緩和するところの措置を講じ、もつて企業合理化に必要な長期資金の融通を円滑ならしめんとするものであります。

次に本制度の主要な点につきまして御説明申し上げます。第一に、本制度の適用を受けます中小企業者は資本金五百万円または従業員二百人以下の会社、個人及び各種の協同組合となつております。

第二に保険される貸付金につきましては、その限度額は一中小企業者に対して合計三百万円、中小企業等協同組合

は一千万円となつております。また貸付金の範囲は貸付期間六箇月以上の事業資金であつて、設備資金でも運転資金でもさしつかえないこととなつております。なお本制度による貸付金の総額は毎年度予算とともに国会の議決を経ることとしたしましたが、大抵年間百四十億圓を予定しております。但し本年度に限りましては、本法の附則にありましますように、三十六億圓といたしたいと考えます。

第三に、本制度の保険契約は一種の包括契約でありまして、金融機関は一定の額を限度として政府と契約を締結いたしましたら、あとは貸付実行を政府に通知するのみで、これが約款に定められていた条件に該当している限り、政府の事前の審査承認なくして自動的に保険されることとなります。これによつて手続を極力簡素化したし、同時に本制度におきましては、保険金の支払いは回収未済額の七五％となつており、残りの二五％は金融機関において負担することになつておりますので、貸出しにあつて金融機関の自立性を尊重するとともに、その健全な判断を働かすであらうことは十分期待されるのであります。

第四に保険料率については、本制度の趣旨であります独立採算制が維持できる範囲において保険金額の年三％以内の率を政令で定めることになつております。保険金額の年三％は、貸付元本に対しては年二分二厘五毛に相当するものであり、しこうしてその中の一部を債務者に転嫁できることにいたす予定であります。

第五に、業務の委託に關してであり、本制度の運営が多く金融に關

する専門的知識と経験と迅速とを必要といたします。中小企業者の専門銀行とも申すべき商工中金に業務の一部を委託いたす所存であります。

以上が本法案の概要であります。本制度は、いわゆる金融の補助制度でありまして、これによつて直接中小企業に融資するものではありません。しかしながら幸いにしまして多年の懸案でありました預金部資金活用も近く実現いたします。商工中金その他の金融機関も漸次整備されて参りましたので、本法の実施によりまして一層その円滑化が期せられるものと存じます。政府といたしましてはぜひ本国会の御協賛を得て、十二月十五日より本法を実施いたしたいと考えております。現下の中小企業金融疎迫の緊急性にかんがみ、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことを切にお願い申し上げます。

○小金委員長 これにて提案理由の説明を終りました。

本日はこの程度にて散会いたします。明日は午前十時より本委員会を開会いたします。

午後五時五十三分散会

〔参照〕

請願に關する報告書

陳情書に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年十二月十四日印刷

昭和二十五年十二月十五日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所